

平成二十七年八月三日提出
質問第三六一号

自民党が勉強会に招いた講師が報道機関に対し威圧発言をされたことに係る安倍首相の国会答
弁に関する第二回質問主意書

提出者 鈴木貴子

自民党が勉強会に招いた講師が報道機関に対し威圧発言をされたことに係る安倍首相の国会答

弁に関する第三回質問主意書

「前回答弁書」（内閣衆質一八九第三四〇号）及び「前々回答弁書」（内閣衆質一八九第三一〇号）を踏まえ、再質問する。

一 前回質問主意書で、「前々回答弁書」（内閣衆質一八九第三一〇号）を起案した者の官職氏名を明らかにするよう問うたが、「前回答弁書」（内閣衆質一八九第三四〇号）では、起案した者の名前が明らかになっていない。当方は、再三にわたり質問主意書で質しているが政府は答えていない。改めて、起案した者の名前を答えられたい。

二 前回質問主意書で、「議院内閣制は与党が政府を構成していると認識するが、政府の考え如何。」と問うたところ、「前回答弁書」（内閣衆質一八九第三四〇号）では、「御指摘の「与党が政府を構成している」の意味するところが必ずしも明らかではなく、お答えすることは困難であるが、…」との答弁がなされておられ、当方の質問に対し真摯に答えていない。広辞苑によると、議院内閣制とは、「議会の信任を内閣存立の必須条件とする制度。下院（衆議院）の多数を制する政党が内閣を組織し、その内閣が議会に対

し連帯して責任をとる。特にイギリスで発達、日本国憲法はこれを明文化。」と記されている。議院内閣制は、広辞苑に記されている意味を踏まえても、与党が政府を構成しているものである。改めて、議院内閣制は与党が政府を構成するものと考えるか。

三 前々回質問主意書で、自民党本部で行われた「文化芸術懇話会」の勉強会で講師に招かれた百田尚樹氏が報道機関に対し威圧発言をされたことやその勉強会に参加していた国会議員の発言等について、安倍首相が六月二十六日と七月三日の衆議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会（以下、「特別委員会」とする。）の場でされた答弁には、大きな違いがあることに関しその理由を問うたところ、「前々回答弁書」（内閣衆質一八九第三一〇号）では、「お尋ねについては、自由民主党内の会合に關するものであり、政府としてお答えする立場にない。なお、お尋ねの七月三日の答弁は、政党の代表としての発言と承知している。」との答弁がなされた。「前々回答弁書」（内閣衆質一八九第三一〇号）に対し、前回質問主意書で、議院内閣制の下では、自民党総裁イコール内閣総理大臣であり、六月二十六日と七月三日に行われた「特別委員会」での答弁は同一人物として発言しているのであるから、「前々回答弁書」（内閣衆質一八九第三一〇号）の答弁のように政党と使い分けするような姑息な判断はすべきでは

ないと、改めて問うたところ、「前回答弁書」（内閣衆質一八九第三四〇号）では、「政府としては、基本的に、内閣総理大臣としての職務と自由民主党総裁としての職務を区分しているところであり、先の答弁書（平成二十七年七月十四日内閣衆質一八九第三一〇号）一及び二についてでお答えしたとおりである。」旨の答弁がなされている。七月三日の「特別委員会」で内閣総理大臣として委員長から指名を受け答弁したものを、何故、政党の代表としての発言といえるのか。右の政党の代表としての発言との答弁書を起案した者の氏名を明らかにされたい。また委員長から指名を受け、内閣総理大臣として答弁しているものを、政党の代表として答えられる根拠を明らかにされたい。

四 基本的に国会において安倍内閣総理大臣は、自民党総裁いわゆる政党の代表ではなく、内閣総理大臣として答弁されていると考えるが、政府の見解如何。

右質問する。